

平成 24 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(5)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 8 月 21 日から同月 31 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組

方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア 〔福祉部〕高齢者見守り訪問事業について

イ 〔健康部〕こんにちは赤ちゃん事業について

(4) 監査対象部課

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課（以下の施設を含む。）

・厚生文化会館

(イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・敬老館 2 館

石神井、中村

(ウ) 介護保険課

(エ) 障害者施策推進課

(オ) 障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）

・心身障害者福祉センター

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 光が丘保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、いきがいデイサービス事業における収納事務について不適切な事例が見られたので指導した。